

## たこつぼなわ漁業の許可について

令和6年4月23日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第11条第1項の規定に基づき、同規則第4条第1項第10号で定めるたこつぼなわ網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

### 1 たこつぼなわ漁業

#### (1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
たこつぼなわ漁業	三豊市仁尾町地先の小型機船底びき網漁業禁止区域内（別紙図面のとおり）	5月1日から 1月25日まで	1	三豊市（仁尾町）に漁業の根拠地を有する者

#### (2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年4月23日～同年4月29日

#### (3) 備考

- ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和7年1月25日までとする。
- イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
  - (ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
  - (イ) 使用つぼ数は150個以内のこと。
  - (ウ) 操業区域、期間、つぼ数等については地元又は他組合の同業者あるいは他種漁業者との協定は厳守すること。
  - (エ) 12月以降の漁期中、かきけた網漁業者等関係漁業者から操業についての協定申入れがあった場合はこれに応じなければならない。
  - (オ) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
  - (カ) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。
  - (キ) 「フタ」付きたこつぼを使用してはならない。

**操業区域**

三豊市詫間町、三豊市仁尾町境界から観音寺市伊吹島北端見通し線以南と、  
三豊市仁尾町、観音寺市境界から観音寺市円上島北端見通し線以北の間の、  
小型操船底びき網網漁業禁止区域内

